（様式第１－５号）

　市町村名：枚方市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：人権相談事業）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：　　　　】【 現 状 】　相談については特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託している。相談の手法は主に電話と面接であり、当協会のホームページの問い合わせフォームに相談があったときは、メールで回答するだけでなく、電話番号がわかれば電話をし、詳しく相談内容をお伺いしてお答えする形をとっていた。【現状における課題】当協会ホームページの問い合わせフォームに相談内容を入力する方が増加しているため、当協会の開設日、時間等にとらわれずに、相談者のペースで相談ができるよう、体制を整備すること。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　当協会のホームページの人権相談事業の紹介欄にメールでも相談を受け付ける旨を記載し、問い合わせ欄についても相談内容を入力しやすいようわかりやすくした。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：枚方市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：地域就労支援事業）３　進路選択支援分野（事業名：　　　　　　　）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：　　　　】【 現 状 】　相談については特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託している。相談の手法は主に電話と面接であり、当協会のホームページの問い合わせフォームに相談があったときは、メールで回答するだけでなく、電話番号がわかれば電話をし、詳しく相談内容をお伺いしてお答えする形をとっていた。【現状における課題】　当協会ホームページのお問い合わせ欄に相談内容を入力する方が増加しているため、当協会の開設日、時間等にとらわれずに、相談者のペースで相談ができるよう、体制を整備すること。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。　当協会のホームページの問い合わせ欄にメールで相談を受けることを記載し、相談内容を入力しやすいようわかりやすくした。 |

（様式第１－５号）

　市町村名：枚方市

⑨その他の創意工夫による取組み

|  |  |
| --- | --- |
| 区分及び事業名※１から４のいずれか該当するもの一つに○を付し、（　　　）に事業名を記入してください。※１から４の複数の区分に該当するものについては、それぞれ用紙を分けて記入してください。 | １　人権相談分野（事業名：　　　　　　　　　）２　地域就労支援分野（事業名：　　　　　　　）３　進路選択支援分野（事業名：進路選択支援事業）４　生活上のさまざまな課題等の発見又は対応分野（事業名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 取組内容※府ホームページへは当様式に記載されている内容を原則そのまま掲載いたします。また、記載にあたりましては現状、現状における課題及び当該課題解決へ向けた取組み内容をできるだけ詳細に記入してください。【新規・継続の別】　※該当する方に○を付してください。　 １．新規　２．継続 【交付対象となった年度：　　　　】【 現 状 】　相談については特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会に委託している。相談の手法は主に電話と面接であり、当協会のホームページの問い合わせフォームに相談があったときは、メールで回答するだけでなく、電話番号がわかれば電話をし、詳しく相談内容をお伺いしてお答えする形をとっていた。【現状における課題】　当協会ホームページのお問い合わせ欄に相談内容を入力する方が増加しているため、当協会の開設日、時間等にとらわれずに、相談者のペースで相談ができるよう、体制を整備すること。【取組み内容】 ※継続実施分について、取組み内容を拡充する場合は、その内容を追記してください。当協会のホームページの問い合わせ欄にメールで相談を受けることを記載し、相談内容を入力しやすいようわかりやすくした。 |